

みどりとみずべの将来ビジョンについて

1. 策定の趣旨

琵琶湖本来の価値の更なる活用が求められる中、自然環境や景観の保全を尊重しつつ、利活用を図るための考え方を整理し、バランスのとれた保全・利活用の推進に繋げていくためのビジョンを策定する。

2. これまでの経過

2018年

- 6月 琵琶湖辺の保全・利活用に関する県民の意向調査
湖岸10市への主旨説明ヒアリング
- 8月 市長会への説明・意見交換
- 10月～11月 第1回意見照会〔県内市町、県庁関係各課等〕
<内容>湖辺における「各市のまちづくりの方向性」等
- 9/12 常任委員会
<内容>県民意向調査、各市への説明、スケジュール
- 11/27 第1回 将来ビジョン検討会議〔県内市町、県庁関係各課等〕
<内容>保全・利活用区域の考え方を整理

2019年

- 2/4 第2回 将来ビジョン検討会議〔県内市町、県庁関係各課等〕
<内容> 将来ビジョン（骨子案）、エリア区分の考え方、エリア区分図（案）の提示
- 2/4～2/14 第2回意見照会〔県内市町、県庁関係各課等〕
<内容> 将来ビジョン（骨子案）、エリア区分の考え方、エリア区分図（案）
- 3/7 常任委員会
<内容> 取組状況、将来ビジョン（骨子案）、スケジュール

3. ビジョンの概要

- 将来ビジョン骨子案（資料①）、エリア区分図（案）（資料②）

4. 今後の予定

2019年

- 4月～ 民間活力導入に向けた意向調査、ビジョン検討会議、パブリックコメント 等
※ ビジョン検討状況を常任委員会に適宜報告

2020年

- 3月 将来ビジョン策定

みどりとみずべの将来ビジョン（骨子案）

I みどりとみずべの将来ビジョン策定にあたって

1. 背景

- これまで、琵琶湖やその周辺においては、自然環境や景観の保全を中心に取組を進めてきた。その一方で、素晴らしい自然に触れ、景観を楽しめる場を十分に設けられていなかった。
- 近年は、琵琶湖の資源を活用したイベントの実施やオープンカフェの設置など、多様な利用者ニーズに対応した賑わい創出の要請も高まってきており、加えて、そのための民間参入を促進する制度も整えられているところである。

2. 目的

- 琵琶湖保全再生施策に関する計画が掲げる、「守る」とことと「活かす」とことの好循環の推進を図る。
- 湖辺域の保全や利活用に対する思いや考えが様々ある中、県内市町を含む関係者間で、保全と利活用のあり方について十分議論し、共通認識を構築する。
- 琵琶湖辺における保全・利活用について、各自治体が有している各種計画と方向性を共有し、湖辺の将来像の実現を図る。
- 魅力ある資源を有す琵琶湖辺において、バランスのとれた保全・利活用を推進する。
- 湖辺における新たな利活用の推進や賑わい創出を通じて、琵琶湖から享受する恵みを活用した持続可能な地域振興・観光振興に繋げる。

3. 対象範囲

- 琵琶湖の水際線から概ね 200m の湖辺域を対象とする。(水域は含まない。)

4. 湖辺の将来像

概ね 20 年後の湖辺域の姿を展望したうえで、次の 3 エリア（「保全」「利用」「活用」）に分け、各エリアでめざすべき将来像を定める。この将来像について、以下のとおり設定する。

保全エリア	琵琶湖辺の貴重な自然環境、歴史・文化的景観を守る
利用エリア	誰もが気軽に湖岸を体感し、楽しむ活動を促進する場を設ける。
活用エリア	様々な主体との連携により、湖辺での賑わいを創出する。

II 琵琶湖辺のエリア区分

1. 各エリア区分の考え方

[基本的な考え方]

湖辺の将来像を踏まえ、その実現に向けて各エリアを設定し、琵琶湖らしい利用に留意しつつ各種施策を展開する。

※ただし、既存施設（水泳場、公園、キャンプ場、道の駅、港等の公共施設、ホテル等）

における、これまでの利活用のあり方や方向性の変更を求めるものではない。

(各エリア区分設定根拠)

- ①都市計画マスタープラン等の関連計画
- ②湖辺の自然環境や施設立地（予定も含む）状況
- ③琵琶湖を一体として捉えた観点

[民間活力導入のあり方]

バランスのとれた保全・利活用に留意し、各エリア区分の将来像に沿った施策展開を図る。関係機関は、ビジョンに位置付けた県・市の施策に基づく事業の推進に対する協力に努める。

保全エリア

[基本的な考え方]

- ・自然環境や歴史・文化的景観の保全・再生を図る。

[民間活力導入のあり方]

- ・自然環境の保全が基本であり、景観を含めた周辺環境の改変は原則行わない。

利用エリア

[基本的な考え方]

- ・水際の空間や風景を体感できる環境整備と維持管理を行う。

[民間活力導入のあり方]

- ・大規模な改変を行わず、湖岸の自然環境を活かした利用を図る。

活用エリア

[基本的な考え方]

- ・賑わい創出のための拠点整備を推進するなど、湖辺域の活性化を図る。

[民間活力導入のあり方]

- ・民間参入を促進する制度を活用し、民間活力による集客施設等の整備など、賑わい創出のための活用を推進する。

(民間参入を促進する制度の例)

○都市・地域再生等利用区域制度（河川法）

○公園施設設置管理許可制度（都市公園法）

○公募設置管理制度（Park-PFI制度）（都市公園法）

2. エリア区分図

湖辺域における概ねの各エリア区分を「エリア区分図」に示す。さらに湖辺域の詳細な各エリア区分を「カルテ（土地利用詳細資料）」に示す。

III 湖辺域におけるマネジメント

- ・湖岸緑地等における整備・管理運営の基本方針の構築。
- ・自然環境や歴史・文化的景観の保全・再生や、琵琶湖らしい利用のための管理運営を行う。
- ・様々な主体と、民間活力導入等での連携を図る。

IV その他

1. 利活用施策の推進に向けた検討体制

下記の組織を設置する。

検討会議：県、県内市町、関係機関による利活用施策のビジョンへの位置づけ検討。

利活用推進WG：県、該当市、関係機関による施策の実現に向けた協議。

2. ビジョンの見直し

ビジョンの見直しについては、必要に応じ行う。

※ビジョンには、下記を参考資料として掲載する予定。

エリア区分図、カルテ（土地利用詳細資料）、みどりとみずべの将来ビジョン検討会議・利活用推進WGの構成

琵琶湖辺の概要（自然環境、社会環境）、各種計画（県）、各種計画（市町マスタープラン等）、その他資料など

エリア区分図（案）

- | | |
|------------------------------|--|
| ①保全 琵琶湖辺の貴重な自然環境、歴史・文化的景観を守る | |
| ②利用 誰もが気軽に湖岸を体感し、楽しむ活動を促進 | |
| ③活用 様々な主体との連携により、湖辺での賑わいを創出 | |

- 水泳場、公園、キャンプ場、道の駅（既存）、港等の公共施設、ホテル（収容人員300名以上）
- 県・市の施策の方針をふまえ、民間活力導入を図っている、もしくは検討している施設

